

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

(別紙1)

区分	1. 入院中の患者以外の患者 (次の施設に入院又は入所する者をのみ、3の患者を除く。)		2. 入院中の患者		3. 入院中の患者	
	1. 小児科を備える施設等 は介護予防施設又は介護予防施設 に併設しているものを除く。 ※1 2. 小児科を備える施設等 は介護予防施設又は介護予防施設 に併設しているものを除く。(看護サー ビスに限り、)	2. 在宅療養支援診療所、在宅療養支援診療所 指定特定施設、指定地域 医療型特定施設及び指定介護予防防 護施設に属する。	ア.介護療養型医療施設(認知症病 棟の病棟を除く。) イ.短期入所療養介護又は介護予防防 護施設に属する。 ウ.介護療養型医療施設(認知症病 棟の病棟を除く。) エ.短期入所療養介護又は介護予防防 護施設に属する。 オ.介護療養型医療施設(認知症病 棟の病棟を除く。)	ア.介護療養型医療施設(認知症病 棟の病棟を除く。) イ.短期入所療養介護又は介護予防防 護施設に属する。 ウ.介護療養型医療施設(認知症病 棟の病棟を除く。) エ.短期入所療養介護又は介護予防防 護施設に属する。 オ.介護療養型医療施設(認知症病 棟の病棟を除く。)	ア.介護療養型医療施設(認知症病 棟の病棟を除く。) イ.短期入所療養介護又は介護予防防 護施設に属する。 ウ.介護療養型医療施設(認知症病 棟の病棟を除く。) エ.短期入所療養介護又は介護予防防 護施設に属する。 オ.介護療養型医療施設(認知症病 棟の病棟を除く。)	ア.介護療養型医療施設(認知症病 棟の病棟を除く。) イ.短期入所療養介護又は介護予防防 護施設に属する。 ウ.介護療養型医療施設(認知症病 棟の病棟を除く。) エ.短期入所療養介護又は介護予防防 護施設に属する。 オ.介護療養型医療施設(認知症病 棟の病棟を除く。)
初、再診料	○	○	○	○	○	○
入院料等	×	○	○	○	○	○
B001の10 入院栄養管理指導料	○	○	○	○	○	○
B001の24 外来緩和ケア管理料	○	○	○	○	○	○
B001の25 移動患者指導管理料	○	○	○	○	○	○
B001の26 緩和医療支援センター特設注入療法指導管理料	○	○	○	○	○	○
B001の27 測定機器予防指導管理料	○	○	○	○	○	○
B001の32 一般不妊治療管理料	○	○	○	○	○	○
B001の33 生体補助医療管理料	○	○	○	○	○	○
B001の34 ハ 二次性骨芽細胞管理料3	○	○	○	○	○	○
B001-2-5 院内トリアージ業務料	○	○	○	○	○	○
B001-2-6 夜間休日緊急救急医学管理料	○	○	○	○	○	○
B001-2-7 外来リハビリテーション診療料	○	○	○	○	○	○
B001-2-8 外来放射線診断診療料	○	○	○	○	○	○
B001-2-12 外来腫瘍化学療法診療料	○	○	○	○	○	○
B004 退院時共同指導料1	○	○	○	○	○	○
B005 退院時共同指導料2	○	○	○	○	○	○
B005-1-2 介護支援等管理指導料	○	○	○	○	○	○
B005-6 がん治療連携計画策定料	○	○	○	○	○	○
B005-6-2 がん治療連携指導料	○	○	○	○	○	○
B005-6-4 外来がん患者在宅連携指導料	○	○	○	○	○	○
B005-7 認知症専門診断管理料	○	○	○	○	○	○
B005-7-2 認知症療養指導料	○	○	○	○	○	○
B005-8 許容インテグレーション治療計画料	○	○	○	○	○	○
B005-12 こころの連携指導料(1)	○	○	○	○	○	○
B005-13 こころの連携指導料(1)	○	○	○	○	○	○
B007 退院前訪問指導料	○	○	○	○	○	○
B007-2 退院後訪問指導料	○	○	○	○	○	○
B008 緩和ケア管理指導料	○	○	○	○	○	○

医事

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

区分	1. 入院中の患者以外の患者 (次の施設に入居又は入院する者をのみ、3の患者を除く。)		2. 入院中の患者		3. 入院中の患者	
	在宅、社会福祉施設、身体障害者福祉施設等 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護を受けているものを除く。 ※1	指定地域障害者施設、指定特定施設、指定地域障害者施設及び指定介護予防障害者施設に属する。	介護療養型医療施設 介護療養型医療施設以外の療養病床(短期入所療養介護)を受けている患者を除く。)	介護療養型医療施設(認知症病棟の病室を除く。) 介護療養型医療施設(認知症病棟)の療養病床(短期入所療養介護)を受けている患者を除く。)	介護療養型医療施設(認知症病棟)の療養病床(短期入所療養介護)を受けている患者を除く。)	介護療養型医療施設(認知症病棟)の療養病床(短期入所療養介護)を受けている患者を除く。)
B000-2 薬剤総合評価管理材料	○	○	○	○	○	○
B009 診療情報提供料(Ⅰ)	○	○	○	○	○	○
注1						
注2		○	○	○	○	○
注3		○	○	○	○	○
注4		○	○	○	○	○
注5及び注6		○	○	○	○	○
注8 加算及び注9 加算		○	○	○	○	○
注10 加算 (認知症専門医療機関加算)		○	○	○	○	○
注11 加算 (認知症専門医療機関連携加算)		○	○	○	○	○
注12 加算 (認知症専門医療機関連携加算)		○	○	○	○	○
注13 加算 (認知症専門医療機関連携加算)		○	○	○	○	○
注14 加算 (認知症専門医療機関連携加算1)		○	○	○	○	○
注15 加算 (認知症専門医療機関連携加算2)		○	○	○	○	○
注16 加算 (地域連携診療計画加算)		○	○	○	○	○
注17 加算 (療養情報提供加算)		○	○	○	○	○
注18 加算 (検査・画像情報提供加算)		○	○	○	○	○
B009-2 電子診療情報提供料		○	○	○	○	○
B010 診療情報提供料(Ⅱ)		○	○	○	○	○
B010-2 診療情報提供料		○	○	○	○	○
B011 連携強化診療情報提供料		○	○	○	○	○
B011-5 ガンダムプログラム開発料		○	○	○	○	○
B014 遠隔診療情報管理指導料		○	○	○	○	○
B015 精神科遠隔共同指導料		○	○	○	○	○
上記以外		○	○	○	○	○
C000 往診料		○	○	○	○	○
C001 在宅患者訪問診療料(Ⅰ) (同一建物において同一日に2名以上を伴って1患者1回から2回まで)	○	○	○	○	○	○

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

区分	1. 入院中の患者以外の患者 (次の施設に入院又は入所する者を除き、3の患者を除く。)		2. 入院中の患者		3. 入院中の患者	
	在宅、社会福祉施設、身体障害者福祉施設等 居宅介護、介護予防施設、介護予防 施設、短期入所療養介護又は介護予 防施設に入院又は入所しているものを 除く。 ※1 2. 小規模多機能 居宅介護事業所 （認知症対応型 共同生活介護又 は介護予防施設 に併設する居宅 介護事業所） （認知症対応型 共同生活介護又 は介護予防施設 に併設する居宅 介護事業所） （認知症対応型 共同生活介護又 は介護予防施設 に併設する居宅 介護事業所） （認知症対応型 共同生活介護又 は介護予防施設 に併設する居宅 介護事業所）	特定施設（指定特定施設、指定地域 型認知症対応施設及び指定介護予防 施設）に入院又は入所している患者 を除く。） 3. 介護施設（指定特定施設、指定地域 型認知症対応施設及び指定介護予防 施設）に入院又は入所している患者 を除く。） 4. 介護施設（指定特定施設、指定地域 型認知症対応施設及び指定介護予防 施設）に入院又は入所している患者 を除く。） 5. 介護施設（指定特定施設、指定地域 型認知症対応施設及び指定介護予防 施設）に入院又は入所している患者 を除く。）	ア.介護療養型医療施設（認知症病 棟の病棟を除く。） イ.短期入所療養介護又は介護予防 施設に入院又は入所している患者 を除く。） ウ.介護療養型医療施設（認知症病 棟の病棟を除く。） エ.短期入所療養介護又は介護予防 施設に入院又は入所している患者 を除く。）	ア.介護療養型医療施設（認知症病 棟の病棟を除く。） イ.短期入所療養介護又は介護予防 施設に入院又は入所している患者 を除く。） ウ.介護療養型医療施設（認知症病 棟の病棟を除く。） エ.短期入所療養介護又は介護予防 施設に入院又は入所している患者 を除く。）	ア.介護療養型医療施設（認知症病 棟の病棟を除く。） イ.短期入所療養介護又は介護予防 施設に入院又は入所している患者 を除く。） ウ.介護療養型医療施設（認知症病 棟の病棟を除く。） エ.短期入所療養介護又は介護予防 施設に入院又は入所している患者 を除く。）	ア.介護療養型医療施設（認知症病 棟の病棟を除く。） イ.短期入所療養介護又は介護予防 施設に入院又は入所している患者 を除く。） ウ.介護療養型医療施設（認知症病 棟の病棟を除く。） エ.短期入所療養介護又は介護予防 施設に入院又は入所している患者 を除く。）
0006 在宅患者訪問リハビリテーション指導 管理料 (同一建物において同一日に2名以上医療保険から 給付される訪問指導を行うか否かにより該当する区 分を算定)	○	○	○	×	×	○
0007 訪問看護指示料	○	○	○	×	×	○
0007-2 介護職員等随時指導指示料	○	○	○	×	×	○
0008 在宅患者訪問要除指導料 (当該患者が居住する居宅物に居住する者のうち当 該保険診療報酬が当該指導料を算定する者の人数等 により算定する区分を算定) 0009 在宅患者訪問要除指導料 (当該患者が居住する居宅物に居住する者のうち当 該保険診療報酬が当該指導料を算定する者の人数等 により算定する区分を算定) 0010 在宅患者指導料	○	×	○	×	×	○
0011 在宅患者緊急時等カンファレンス料	○	○	○	×	×	○
0012 在宅患者訪問診療料の1	○	○	○	×	×	○
0012 在宅患者訪問診療料の2 0012 在宅患者訪問診療料の3 (同一建物において同一日に2名以上医療保険から 給付される訪問診療を行うか否かにより該当する区 分を算定)	○	○	○	×	×	○
0013 在宅患者訪問看護管理指導料	○	○	○	×	×	○
0014 外来在宅訪問指導料	○	○	○	○	○	○
第2部第1款に掲げる在宅医療指導管理料 第2部第2款に掲げる在宅医療指導管理料加算	○	○	○	○	○	○
検査	○	○	○	○	○	○
画像診断	○	○	○	○	○	○
投薬	○	○	○	○	○	○
注射	○	○	○	○	○	○
リハビリテーション	○	○	○	○	○	○
10020 治療・在宅精神療法 (1 治療精神療法に限る。)	○	○	○	○	○	○
10020 治療・在宅精神療法 (2 在宅精神療法に限る。)	○	○	○	○	○	○

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

区分	1. 入院中の患者以外の患者 (次の施設に入院又は入所する者を指し、3の患者を除く。)		2. 入院中の患者		3. 入院中の患者	
	1. 小規模多機能型居宅介護施設、身体障害者福祉施設等 在宅介護、短期入所療養介護又は介護予防 短期入所療養介護を受けているものを 指す。 ※1	2. 小規模多機能型居宅介護施設(認知症対応型共同生活介護)又は介護予防短期入所療養介護を受けているものを指す。 ※1	ア.介護療養型医療施設(認知症病棟)の病室を除く。 イ.短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護(認知症病棟の病室を除く。)を受けている患者	ア.介護療養型医療施設(認知症病棟)の病室を除く。 イ.短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護(認知症病棟の病室を除く。)を受けている患者	ア.介護老人保健施設(短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護)を受けている患者	ア.介護老人保健施設(短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介護)を受けている患者
1003-2 認知療法・認知行動療法	○	○	○	○	×	×
1005 入院集団精神療法	—	—	○	○	×	×
1007 精神科作業療法	○	○	○	○	×	○
1008 入院生活訓練療法	—	—	○	○	×	×
1008-2 精神リハビリテーション	○	○	○	○	×	○
注5	○	○	○	○	×	○
1009 精神リハビリテーション	○	○	○	○	×	○
注6	—	—	○	○	○	—
1010 精神リハビリテーション	○	○	○	○	×	○
1010-2 精神リハビリテーション	○	○	○	○	×	○
1011 精神科退院指導料	—	—	○	○	×	—
1011-2 精神科退院指導料	—	—	○	○	×	—
1012 精神科訪問看護・指導料(1)及び(四) 同一患者に対して同一日に2名以上の関係施設から 給付を受ける場合、介護職員等単独施設(加算以外の加 算を含む。)	○	○	○	○	×	○
看護・介護職員等単独施設加算	○	×	○	○	×	—
1012-2 精神科訪問看護指示料	○	○	○	○	×	—
1015 重症認知症患者リハビリテーション料	○	○	○	○	×	○
1016 精神科在宅患者支援管理料	○	○	○	○	×	○
上記以外	○	○	○	○	×	○
処置	○	○	○	○	×	○

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について

区分	1. 入院中の患者以外の患者 (次の施設に入院又は入所する者を除く。3の患者を除く。)		2. 入院中の患者		3. 入院中の患者	
	在宅、社会福祉施設、身体障害者施設等 居宅介護、介護予防居宅介護 居宅介護、短期入所療養介護又は介護予防 短期入所療養介護を受けているものを 除く。1 ※1 2. 小規模多機能 居宅介護サービスを受けて いる患者(居宅サ ービスに限る。)	指定地域 療養型特別養護施設及び指定介護予防 施設に属する。	介護療養型医療施設(認知症病 棟の病棟を除く。) 介護療養型医療施設又は介護予防 施設に属する。	介護療養型医療施設(認知症病 棟の病棟に限る。) 介護療養型医療施設又は介護予防 施設に属する。	介護療養型医療施設(認知症病 棟の病棟に限る。) 介護療養型医療施設又は介護予防 施設に属する。	介護療養型医療施設(認知症病 棟の病棟に限る。) 介護療養型医療施設又は介護予防 施設に属する。
手術	○	○	○	○	○	○
麻酔	○	○	○	○	○	○
放射線治療	○	○	○	○	○	○
病理診断	○	○	○	○	○	○
B000-4 病状悪悪管理料 B002 病状悪悪悪悪管理料	(同一月において、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費が算定されている場 合を除く。)	○	○	○	○	○
B004-1-4 入院栄養食事指導料	—	—	×	×	—	—
B004-9 介護支援指導指導料	—	—	×	×	—	—
B006-3 がん治療計画開発料	○	○	○	○	○	○
B006-3-2 がん治療連携指導料	○	○	×	×	○	○
B007 退院前指導料	—	—	×	×	—	—
B008 薬剤管理指導料	—	—	×	×	—	—
B008-2 薬剤総合監調管理料	○	○	×	×	×	×
B009 診療情報提供料(1)(注2及び注6)	(同一月において、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費が算定されている場 合を除く。)	○	○	○	○	○
B011-4 退院時薬剤情報管理指導料	—	—	×	×	—	—
B014 退院時共同指導料1	—	—	×	×	—	—
B015 退院時共同指導料2	—	—	×	×	—	—
C001 訪問薬剤師指導料	×	×	×	×	○	○
C001-3 難病疾患在宅療養管理料	○	○	○	○	○	○
C001-5 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導 料	(同一月において、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費が算定されている場 合を除く。)	○	○	○	○	○
C003 在宅患者訪問薬剤管理指導料	×	×	×	×	×	×
C007 在宅患者連携指導料	×	×	×	×	×	×
C008 在宅患者緊急時等カンファレンス料	○	○	×	×	×	×
上記以外	○	○	○	○	○	○
1.0の3 療養管理指導料	(同一月において、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費が算定されている場 合を除く。ただし、当該患者の要介護度が1以上2以下である場合は、当該患者の要介護度が1以上2以下 の場合には算定可)	×	×	×	×	○
注14 療養管理指導料の特例(かかりつけ薬剤師と 連携する他の薬剤師が対応した場合)	(同一月において、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費が算定されている場 合を除く。ただし、当該患者の要介護度が1以上2以下である場合は、当該患者の要介護度が1以上2以下 の場合には算定可)	×	×	×	×	×
1.3の2 かかりつけ薬剤師指導料	(同一月において、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費が算定されている場 合を除く。ただし、当該患者の要介護度が1以上2以下である場合は、当該患者の要介護度が1以上2以下 の場合には算定可)	×	×	×	×	×
1.3の3 かかりつけ薬剤師包括管理料	(同一月において、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費が算定されている場 合を除く。ただし、当該患者の要介護度が1以上2以下である場合は、当該患者の要介護度が1以上2以下 の場合には算定可)	×	×	×	×	×

